

南風原町こども計画

第3期南風原町子ども・子育て支援事業計画

【策定の概要】

第1 計画の策定について.....	1
(1) こども大綱とこども計画について	1
(2) こども大綱を踏まえた、国の「こどもまんなか実行計画」の骨子.....	3
(3) 沖縄県こども計画の骨子案.....	4
(4) 子ども・子育て支援事業計画とは.....	5
(5) 第3期計画では.....	5
(6) 第1期計画からこれまでの流れ.....	6
(7) 第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画の内容	7
第2 アンケート調査について.....	8
(1) アンケート調査の種類.....	8
(2) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査.....	9
(1) 特に踏まえること.....	10
(2) 「量の見込み」の算出イメージ.....	10
(3) 「量の見込み」の算出に係る考え方.....	11
(4) 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の見込み量設定のために.....	12

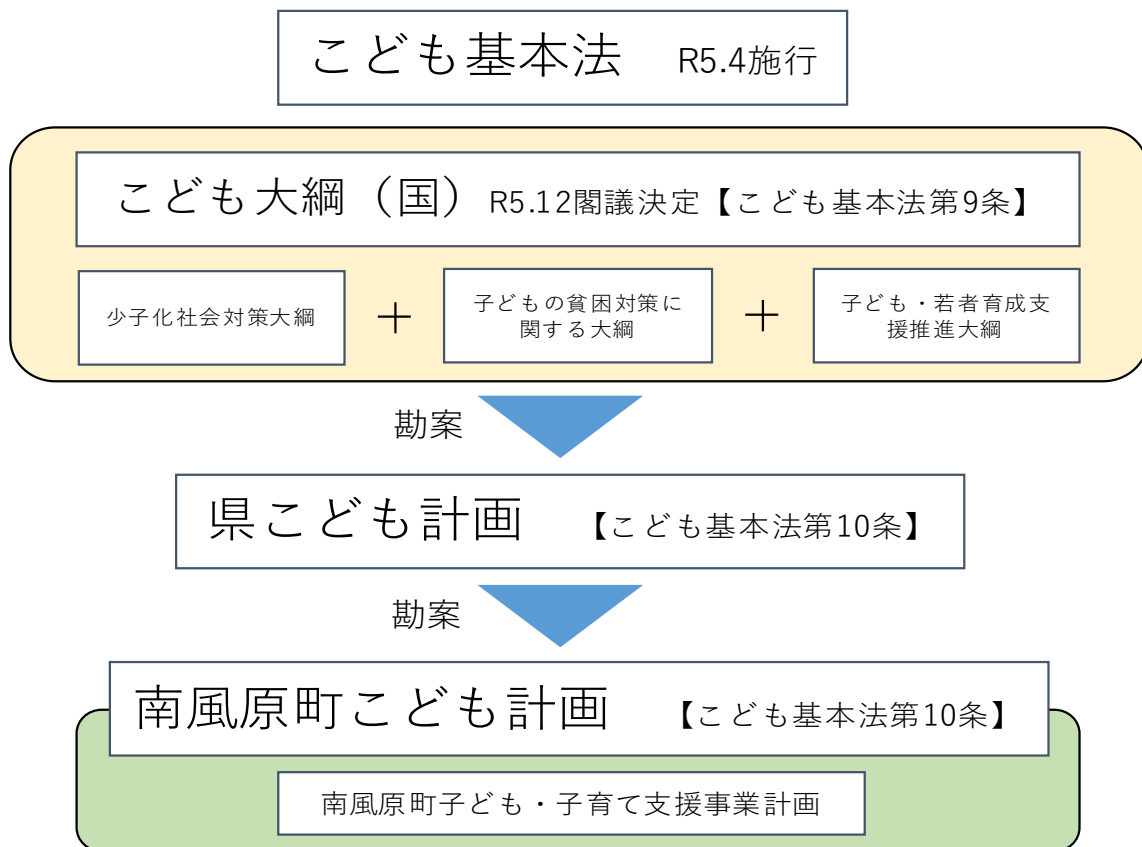
第1 計画の策定について

(1) こども大綱とこども計画について

○国は、令和5年4月にこども家庭庁を発足し、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども基本法（以下、「法」という。）を施行した。

○法は、こども施策の基本事項を定めており、以下が規定されている。

- ・こども施策を総合的に推進するために、国はこども大綱を定めなければならないこと（法第9条）
- ・県と市町村は、こども大綱を勘案した、こども計画の策定が努力義務となっている。（法第10条）
- ・こども施策の実施等には、こどもの意見を反映させること（法第11条）



○市町村こども計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成可能と示されている。（「こども基本法の施行について（令和5年4月こども家庭庁通知）」）

都道府県子ども計画、市町村子ども計画（第10条）

（都道府県子ども計画等）

- 第10条 都道府県は、子ども大綱を勘案して、当該都道府県におけることも施策についての計画（以下この条において「都道府県子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村におけることも施策についての計画（以下この条において「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども計画又は市町村子ども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってことも施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってことも施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

◆ 都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

(2) こども大綱を踏まえた、国の「こどもまんなか実行計画」の骨子

1 ライフステージを通した重要事項
(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
・こどもの権利に関する理解促進等
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等）
(4) こどもの貧困対策
・こどもの貧困対策
(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
・障害児支援・医療的ケア児等への支援
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
2 ライフステージ別の重要事項
(1) こどもの誕生前から幼児期まで
・妊娠期からの切れ目のない保健医療支援の確保
・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障
・乳幼児期の遊びの充実
・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等
(2) 学童期・思春期
・教育の充実
・居場所づくり
・小児医療の充実、健康に関する情報提供（身体・こころ）
・いじめ防止・不登校のこどもへの支援等
(3) 青年期
・高等教育の修学支援、高等教育の充実
・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
3 子育て当事者への支援に関する重要事項
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援
(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
(4) ひとり親家庭への支援

沖縄県子ども計画の骨子案について

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 2 基本理念 3 基本方針 4 計画の位置づけ 5 計画の期間 6 計画の対象

第2章 こどもを取り巻く現状と課題

- 1 人口の現状 2 子育て環境の現状と課題 3 こどもの貧困を取り巻く現状と課題
4 こども・若者を取り巻く現状と課題

第3章 こども施策に関する重要施策

- 1 ライフステージを通じた重要施策
2 ライフステージ別の重要施策 (1) こどもの誕生前から幼児期まで (2) 学童期・思春期 (3) 青年期
3 子育て当事者への支援に関する重要施策 4 最重要課題の解消に向けた施策 (こどもの貧困対策)

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画 (黄金っ子応援プラン)

県設定区域の設定、各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映 2 こども施策の共通の基盤となる取組 3 施策の推進体制等

第6章 こども計画に関する指標

- 1 こども計画に関する指標及び目標値

第7章 個別施策集

※第3章～第6章の各施策・指標
を各計画等に紐付けて整理し
可視化する

施策	こどもの貧困対策計画	少子化対策	子ども・若者育成支援	黄金っ子応援プラン	指標 (目標値○年度)
△△対策	○	○	—	○	□%

(4) 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する事項を定める法定計画です。

目的

「子どもの最善の利益」の実現される社会を目指す。

一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

そのために・・・待機児童の解消（保育施設等の整備）、地域子育て支援（相談支援、一時預かり、病児保育、学童クラブなど）

さらに本町の子ども・子育て支援事業計画は、さらに次世代育成支援行動計画、新・放課後子ども総合プラン、子どもの貧困対策計画を包含し、一体的に策定したものとなっております。

(5) 第 3 期計画では

○全国的に児童人口が減少に転じており、また保育施設の整備が進んだことから、待機児童は減少傾向にあります。しかし、沖縄県では、共働き世帯が他県に比べて多いこと、合計特殊出生率が高く児童人口の減少が他県より緩やかであること、保育施設の整備は進んだが、保育士不足のために受け入れできないケースがあるといった課題があります。また、放課後児童クラブの待機が発生しているという課題もあります。

○「量的確保」を先行しましたが「質の確保」を一層重視する必要があります。

○さらに、社会情勢の中では、ヤングケアラー、児童虐待、発達障がい児への支援、医療的ケア児への支援など、支援を必要とする子どもへの対応が求められており、より一層子どもの権利を踏まえた支援が必要です。

(6) 第1期計画からこれまでの流れ

■ 子ども・子育て支援事業計画 ■

○「子どもの最善の利益」を追求することを理念として、平成27年度から「子ども・子育て支援法」が本格的にスタートしました。市町村では、待機児童対策や教育・保育の一体的提供、地域子育て支援等を計画的に進めるため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、潜在的なニーズを把握した上での「量の見込み」と「教育・保育施設の確保策(整備方策)」などを掲げ、強化して取り組むこととなりました。

■ 計画の中間見直し ■

○5か年計画の中間年には、教育・保育施設等の実際の「申し込み者数」と計画における「量の見込み」が大きく乖離している場合には計画の見直しを行うこととされています(子ども・子育て支援事業計画の策定指針より)。南風原町でも、計画見込量と実際の保育申込数に10%以上の乖離が見られたほか、児童人口が推計値と実績値で乖離していたため、計画の見直しを行っています。

■ 第2期計画の策定 ■

○子ども・子育て支援事業計画は、平成31年度に第2期計画策定期間となりました。国からは、同年5月に「ニーズ調査の実施準備について」、8月には「第2期子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」が示され、「第1期の手引き」による調査票作成や潜在的ニーズ把握のための集計方法を基本としながら、その後に示された視点での子育て家庭の動向把握を反映し、具体的な算出方法を市町村の判断で設定して見込みをあげ、受け皿の拡充を行う計画を策定しました。南風原町では低年齢児を中心とした、待機児童解消のための確保策を掲げています。

■ 第2期計画の中間見直しでは・・・ ■

○本町において、令和4年度時点で待機児童が存在しているほか、学童クラブでもニーズに対する受け皿不足があり、計画の見直しを行っています。

(7) 第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画の内容

〈町の計画内容〉	〈国の基本指針より、盛り込む内容〉
〈事業計画〉 1. 教育・保育事業量の見込みと確保方策 2. 地域子ども・子育て支援事業 〈支援対策〉 1. 地域における子育ての支援の充実 ① 教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ② 地域子ども・子育て支援事業の推進 ③ 子どもの居場所づくり 2. 教育・保育等の質の確保と向上 (1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、推進 (2) 人材の確保の推進 3. 安心して子どもを産み育てるための支援充実 ① 集い、交流による子育て支援の充実 ② 相談、情報提供の充実 ③ 経済的負担軽減策の推進 4. 要保護児童への支援充実 (1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭の支援の充実 (3) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実 ④ 子どもの孤立（貧困）対策の充実 ○ = 町独自項目 第3期では、「保育士確保」「教育・保育の質の確保」「医療的ケア児への支援」等を盛り込むか検討必要！ 第2期では盛り込んでいない	〈必須事項〉 1. 区域の設定（教育・保育提供区域の設定） ・「量の見込み」「確保方策」を設定する単位 2. 教育・保育の「量の見込み」、「確保策」、「実施時期」 2-1 幼児期の教育・保育の量の見込み 2-2 幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 3. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保策」、「実施時期」 3-1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 3-2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 4. 幼児期の教育・保育の「一体的提供」と「推進方策」 ・認定子ども園の設置について、教育・保育の質的向上、地域子育て支援の役割 ・保幼小の連携、0～2歳・3～5歳の取り組みの連携 〈任意記載事項〉 1. 産後の休業、育児休業後における特定保育・教育施設等の確保 ・産休や育休明けの保育等希望に対する円滑な対応 など 2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援関連（都道府県との連携） ・児童虐待防止対策 ・母子家庭、父子家庭の自立支援推進 ・障がい児など特別な支援が必要な子どもの対策 3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のための施策 ・仕事と生活との調和の実現（ワークライフバランス）のための働き方の見直し など ※その他、市町村が必要と考える項目

第2 アンケート調査について

(1) アンケート調査の種類

- 「第3期南風原町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、保育ニーズや学童クラブのニーズ量を把握するため、就学前児童保護者と小学生保護者への調査を実施しています。
- 「南風原町こども計画」を策定するにあたり、“こどもの声の把握”を行うため、小学生、中学生、青年期（高校生等）、若者（18歳から概ね30代）を対象としたアンケート調査を実施します。

【調査の種類】

＜第3期子ども・子育て支援事業計画策定のために＞

- ・就学前保護者調査、小学生保護者調査の実施（実施済み）

＜こども計画策定のために＞

- ・小学生の声の把握（児童館を通じた調査）

調査項目＝家庭について、地域について、大人に望むことなど

- ・中学生の声の把握

調査項目＝家庭について、地域について、大人に望むことなど

- ・青年期の声の把握（高等学校に出向いての調査を予定）

調査項目＝家庭について、地域について、子どもを産み育てること

について、将来について、これまでの経験について、大人に望むことなど

- ・若者世代の声の把握（概ね30代までを対象とした郵送調査を実施予定）

調査項目＝子ども・若者育成支援推進法の目的も踏まえ内容検討中

(2) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査

○本ニーズ調査は、第3期計画を策定するための基礎資料として、子育て家庭の実態とニーズ把握を行うものです。目的は大きく3つあります。

①保育ニーズを中心とした、「教育・保育施設等の量の見込みの把握」

(待機児童の対象を目指すため)

・そのため、調査により「**女性の就労希望率**」を把握し、専業主婦から共働き移行で発生する潜在的保育ニーズを予測する。

②一時預かりや病児保育、子育て支援センター、放課後児童クラブなどの「13事業」と言われる「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」の把握

・そのため、「地域子ども・子育て支援事業」に含まれる13事業について、**調査により各サービスのニーズ把握**を行います。

③子育て家庭の日常生活の実態把握

(待機児童対策や地域子ども・子育て支援事業以外の課題把握)

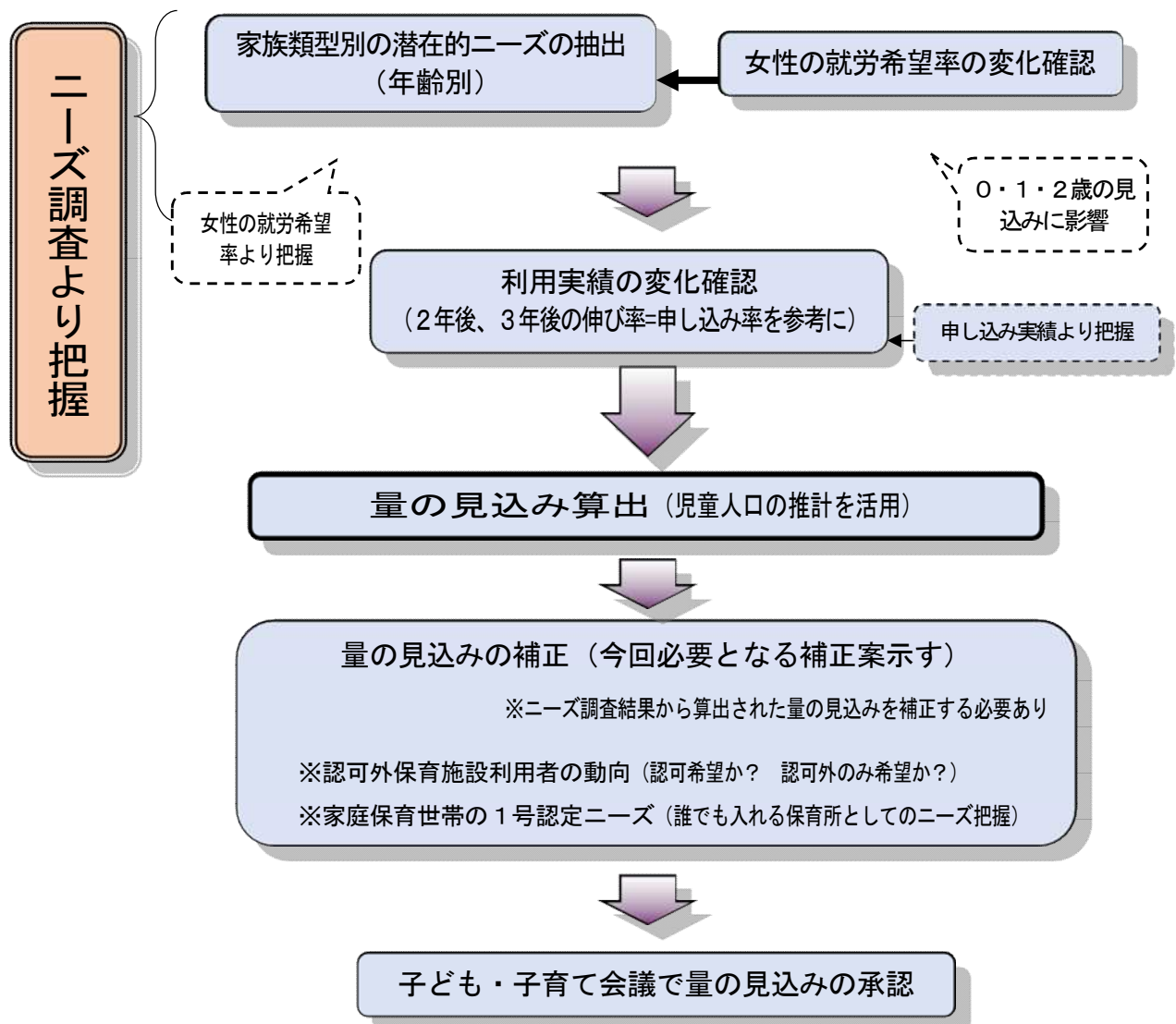
・そのため、調査項目に相談・情報提供、困りごと、交流、孤立(孤独)、育休など、**計画の施策に関連する様々な調査項目**も必要となります。

(1) 特に踏まえること

- ① 保育施設等利用希望の“潜在的ニーズ”！（→母親が今後、働いて保育所利用を希望するか調査）
- ② 中間見直しの手法“申し込み率とその伸び率”！（←保育所申し込みはどんどん上がるか）
- ③ 年度途中の入所希望の変化を踏まえる！（←0歳児の育休明けニーズへの対応）

(2) 「量の見込み」の算出イメージ

○国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえながら、各市町村がそれぞれの「量の見込み方」を検討していくことになります。



(3)「量の見込み」の算出に係る考え方

○令和6年3月に国より示された「第3期計画における量の見込みの算出等の考え方」に基づいて算出していきます。

①「第一期の手引き」による潜在的ニーズ把握手法を基本とする

○量の見込みは「手引き」を基本とし、前回同様の家庭類型別の潜在ニーズ集計を行います。
(年齢別、教育・保育提供区域別に集計)

■参考：家庭類型の種類（第一期の手引きより）

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
タイプF	無業×無業

※各自治体における保育の必要性の下限時間(48時間～64時間の間で市町村が定める時間)を「下限時間」と記載。

■参考：クロス集計による潜在的ニーズの移動イメージ（タイプBからタイプF）

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上					
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD			タイプF

このような移動(矢印)が「潜在的ニーズ」

(4) 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の見込み量設定のために

○国の手引きで示されている調査項目や集計方法を踏襲しながら、地域子ども・子育て支援事業に関する見込み量の算出を行うためのデータ準備を行います。

■参考： 全国共通で「量の見込み」を算出する項目（第一期の手引きより）

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	1～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
8	一時預かり事業 ・ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・ その他(保育所での一時預かり)	3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～6年生
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生